

司法院釈字第407号（1996年7月5日）*

争 点

出版物の猥褻性の認定に関する「新聞局」の解釈は違憲か。
(新聞局就猥褻出版品認定所為之函釋違憲?)

キーワード

出版法、言論の自由（言論自由）、出版の自由（出版自由）

解釈文：主務機関は、その職権に基づき特定の法律規定を実行する際に、主務機関またはその下級機関に属する公務員による職権行使を根拠付けるために、必要に応じて、当該法律を解釈することができる。「行政院新聞局」中華民国八一年（1992年）二月一〇日（81）強版字第02275号解釈は、出版物の内容が刑法第二三五条の猥褻物頒布等の罪を犯し、出版法第三二条第三号の禁止規定に違反するかどうか、という事項に対する例示解釈である。当該解釈は、単に文字や図画の掲載のみで直ちに猥褻性のあるものに

あたるというのではなく、それ以外にも性欲を惹起するに足りる等の限定条件を付けているから、前記出版法の規定の趣旨に符合し、憲法違反とはいえない。ただし、猥褻性のある出版物とは、客観的に見てそれが性欲を刺激したり満足させたりするに足り、一般の人々の羞恥感または嫌悪感を引き起こして、性的道徳感情を害し、社会風紀を乱すものを指す。猥褻性のある出版物と芸術的・医学的・教育的出版物との区別は、出版物全体の特性と目的を吟味し、その時の社会通念に従って決めなければならない。なお、風紀に対する

*翻訳者：陳洸岳

考え方は、社会の発展、風習の変化に従って自ずと変わりがちであるため、主務機関が解釈をする際に、憲法に保障される国民の言論の自由・出版の自由の趣旨を念頭に置きながら、善良の風俗及び青少年の心身的健康をも考慮し、柔軟性を持って隨時検討・改善し認定することが必要である。個別の事案が猥褻性を有するものであるかに関しては、裁判所は具体的な状況を審理し、自らの確信で判断するのであり、裁判所による事実の認定及び法律の適用は当然行政機関の解釈に拘束されない。

解釈理由書：憲法第八〇条
 「裁判官は法律に基づき独立して裁判を行う」と定めており、裁判官は、各機関がその職権により関係する法律を解釈する行政命令に拘束されず事案を審理する。ただし、もし裁判官が裁判において各機関による解釈を援用すれば、当事者は「司法院大法官審理案件法」第五条第一項第二号に基づき解釈を申請することができる（本院釈字第 216 号解釈）。本件の確定判決は「行政院新聞局」（8

1）強版字第 02275 号解釈を事実認定の根拠とし、また申請者は上記解釈が憲法に違反していると具体的に指摘しているため、前記の説明によって本件申請を受理する。

出版の自由は民主憲政の礎であり、出版物は国民が思想や言論を表現するための重要な媒介で、民意の反映・民主の強化・見識の啓蒙・文化の促進・道徳経済等各方面の発展に繋がるものであるため、憲法第一一条に保障されている。一方、出版物が果てしなく伝達しやすく、社会に広範囲で深遠な影響を及ぼす特徴を有する。そこで、出版の自由を有する者は、自律心を持って社会責任を果たすべきであって、自由を濫用してはならないのである。出版物で善良の風俗を害し、社会の安定や公の秩序を破壊するなどのことがあれば、国は法律に従い、それを制限することができる。

法律の規定は往々にして抽象的概念にとどまる。主務機関は職権により特定の法律を執行する際

に、抽象的概念しかない規定を解釈する必要がある。かような解釈は、主務機関またはその下級機関が法律の適用、事実の認定及び行政裁量を行うための基礎になるのである。出版物が猥褻罪を犯したり他人に猥褻罪を犯させたりする内容を有するか否かは、各国の風習の相違や倫理観の違いなどで、その基準を異にするが、猥褻性のある出版物に対して何らかの規制を加えるのは各国共通のことである。猥褻性のある出版物とは、出版物全体が客觀的には性欲を刺激したり満足させたりするに足りり、一般の人々の羞恥感または嫌悪感を引き起こして、性的道徳感情を害し、社会風紀を乱すものを指す。猥褻性のある出版物と芸術的・医学的・教育的出版物との区別は、出版物全体の特性と目的を吟味し、その時の社会通念に従って決めなければならない。

出版法第七条によれば、行政院新聞局は、出版物に関する中央の主務機関である。この新聞局は、わが国の社会状況及び風習を斟酌し、中華民国八一年二月一〇

日（81）強版字第02275号解釈により、「出版法第三二条第三号における、出版物がわいせつ罪を犯したり他人の犯罪を煽ったりする内容を有するか否かは、以下の基準でそれを判断する：(一)記載内容が他人の性欲を誘発するに足りる場合、(二)性的行為を強調する場合、(三)学術研究または芸術展覧のためにあらずして、わざと人体の胸や臀部または性器を露出させる場合、(四)胸や臀部または性器を露出させていない女性の裸体写真でも、姿態が淫猥である場合、(五)医薬・衛生・保健のためでも、性的行為を必要以上に描写する場合」と解釈している。この解釈は、出版物の内容が刑法第二三五条猥褻物頒布等の罪を犯し、出版法第三二条第三号の禁止規定に違反する場合、同法第三七条、第三九条第一項第三号および第四十条第一項第四号により罰する、という規定に関する例示的解釈である。そこには、単に文字や図画の掲載のみで直ちに猥褻性のあるものにあたるというのではなく、それ以外にも性欲の誘発、性的行為の強調、わざとの露出、過

度の描写等といった性欲を引き起こしやすい限定条件が付けてある。この解釈は、出版法第二二条第三号に定められている刑法の猥褻物頒布等の罪を認定する地方主務機関の業務を手助けるための基準であり、国民の出版の自由に関してなんら法律で定められていない規制を新たに加えるものではない。よって、憲法に反するものとはいえない。なお、風紀に対する考え方は、社会の発展、風習の変化に従って自ずと変わりがちであるため、主務機関が解釈をする際に、憲法に保障される国民の言論の自由・出版の自由の趣旨を念頭に置きながら、善良の風俗及び青少年の心身的健康をも考慮し、柔軟性を持って隨時検討・改善し認定することが必要である。

なお、付言しておくが、行政罰と刑罰との構成要件は異なるものであり、刑事判決と行政罰はそれぞれ各自の事実認定を行うことができる。出版物の記載内容が猥褻性を有するものであるかどうかは、裁判官が具体的な状況を審理し、自らの確信で判断するのであ

り、裁判所による事実の認定及び法律の適用は行政機関の解釈に拘束されない。本件は行政院新聞局による前記の解釈の合憲性を判断するものにすぎず、出版法のその他の事項に関しては、本件解釈の射程範囲に含まれない。

本解釈は、吳庚大法官による補充意見書、孫森焱大法官、蘇俊雄大法官によるそれぞれの反対意見書がある。